答申第 1209 号
諮問第 1875 号
件名：公安委員会から発出された再発防止策が記載された文書の不開示（不存在）決定に関する件

答　　申

1　審査会の結論

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 10 月 29 日付けで行った開示請求に対し、実施機関が同年 11 月 7 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由　（略）

3　実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア　事実経過

(ｱ) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 10 月 29 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、特定の文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出した。

この行政文書開示請求書に記載された内容は

苦情処理結果通知書（愛公発第 484－1 号、令和 7 年 10 月 9 日付け）を受けて公安委員会から発出された再発防止策が記載された文書

（請求日現在　公安委員会室で保管のもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(ｲ) 本件請求対象文書の調査

本件開示請求の趣旨は、特定の苦情の通知に関し、当該苦情に係る再発防止策について公安委員会から発出された文書を求めるものとなる。本件開示請求書記載の「苦情」とは、警察法（昭和 29 年法律第

162 号）第 79 条第 1 項に規定される都道府県警察の職員の職務執行に関する苦情（以下「苦情」という。）である。公安委員会における苦情の取扱いについては、苦情の取扱いに関する規程(平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号。以下「規程」という。)により定められている。規程では、公安委員会が、苦情申出者宛に発出する苦情処理結果通知書以外に、苦情申出者や関係所属宛に再発防止策が記載された文書を発出すべき定めはなく、実際に愛公発第 484－1 号の関係文書を確認したところ、本件請求対象文書は確認されなかった。

以上のことから、公安委員会では本件請求対象文書を作成又は取得していないものと結論づけられた。

イ　本件処分

前記ア(ｲ)のとおり、公安委員会では本件請求対象文書を管理していないため、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し、令和 7 年 11 月 7 日付けで本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件請求対象文書について、存在する旨主張し、開示を求めている。

しかしながら、上記審査請求人の主張には具体的な根拠がなく、さらに公安委員会においては上述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得していないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4　審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、特定の苦情を受けて発出された苦情処理結果通知書以外に、公安委員会から発出された特定の苦情に係る再発防止策が記載された文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、規程により苦情申出者宛てに発出する苦情処理結果通知書以外に、苦情申出者や関係所属宛てに再発防止策が記載された文書を発出すべき定めはなく、実際に愛公発第 484－1 号の関係文書を確認したところ、本件請求対象文書は確認されなかったとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された規程を確認したところ、苦

情申出者宛てに処理結果の通知を行う旨が記載されているものの、苦情処理結果通知書以外に、再発防止策が記載された文書を発出すべき定めがないことが認められた。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別記

苦情処理結果通知書（愛公発第484-1号、令和7年10月9日付け）を受けて公安委員会から発出された再発防止策が記載された文書

（請求日現在　公安委員会室で保管のもの）

（審査会の処理経過）

年　月　日	内　容
８．　２．２６	諮問（弁明書の写しを添付）
８．　８．１７ （第733回審査会）	審議
８．　９．１０ （第735回審査会）	審議
８．１０．２７	答申